ドイツ社会民主党の青少年政策 1908~1914年 (中)

大森 北文

ドイツ社会民主党の青少年政策 1908~1914年 (中)

大森 北文

内容目次

はじめに

- 1 前史(1908年以前の勤労青少年運動)
- 2 新しい青少年運動 ………(以上, 前号)
- 3 青少年組織と社会民主党
 - 3-1 青少年運動の混乱
 - 3-2 社会民主党ライプツィヒ党大会 (1909年)
 - 3-3 青年委員会全国大会 (1910年)
 - 3-4 小括 …………………(以上,本号)
- 4 帝政国家——勤労青少年——社会民主党 おわりに

3 青少年組織と社会民主党

3-1 青少年運動の混乱

前章までで論じたように、1908年の社会民主党ニュルンベルク党大会は、ドイツにおける勤労青少年運動にとって、ひとつの転換点であった。同党大会の決議に基づいて、中央にはドイツ勤労青年対策中央本部(Zentralstelle für die arbeitende Jugend Deutschlands)が、地方には青年委員会(Jugendausschuß)が組織され、それまで勤労青少年が自律的に展開していた運動は、社会民主党指導部の下に統合された。そして、この「中央本部――青年委員会」を基軸とする新しい青少年運動は、短期間のうちにめざましい量的発展を遂げたのである。しかしそれは、ドイツの勤労青少年運動が「中央本部――青年委員会」の運動に一本化されたことを意味するわけではない。また1908年以前に各地で成立した既存の自律的な(自由)青年組織がすべて無効になったわけでもない。

ニュルンベルク党大会の決議はその付帯条項で、「大人の協力の下に自律的に運営されている、地方の非政治的青少年組織の活動を妨げるものではない」点を明確にしていた(i)。それ故、青少年組織の自律性を強く擁護してきた党内左派も、ニュルンベルク決議を許容できたのであり、勤労青少年の運動を政党と労働組合の支配下に置こうとした社会民主党指導部と妥協できたのである。そして実際に、ベルリンやハンブルク、ライプツィヒなどの大都市では、相変わらず自由青年組織が、青年委員会とは独立に存在し続けた(2)。それらの組織の多くは、帝国結社法への抵触と、それによる弾圧を恐れて、青少年教育協会(Jugendbildungsverein)を名乗ったが、その実態は1908年以前の自由青年組織と異なるものではなかった。

当時の勤労青少年をめぐる状況をさらに複雑にしていたのは、労働組合の動向であった。ニュルンベルク党大会の後、労働組合も勤労青少年の組織化に積極的に取り組み始めた結果、労働組合青年部 (gewerkschaftliche Jugendsektion) が確立していったのである。

こうして、ニュルンベルク党大会の後、勤労青少年には、「青年委員会 一自由青年組織——労働組合青年部」という3つの結集軸が存在するこ とになった。こうした事情から、1908年以降の社会民主党系青少年運動 は、前章で概観したような量的発展を一方では遂げながら、他方では様々 な局面で混乱に直面することになったのである。

例えば、かつて北ドイツで発行されていた勤労青少年向け機関誌『働く青年 (Die arbeitende Jugend)』誌の編集者であったカール・ベトヒャー (Karl Böttcher) は、こうした混乱状況を党機関誌『ノイエ・ツァイト』誌上で紹介し、厳しく批判した1人であった(3)。それによれば、ニュルンベルク党大会決議が地方の青年組織の活動を容認しているにもかかわらず、青年委員会は自らとは独立の青年組織が新たに結成されることを認めなかったという。また、労働組合も若い組合員が青少年だけの組織に加入することを認めなかった。結局、旧来の自由青年組織、新設の青年委員会、労働組合青年部という3つの組織が、ともに自らの存在価値と正当性を主張し、相互の協力を拒んだ結果、必然的に3者間で紛争が生じているというのである。

さらに、ベルリン青年委員会のメンバーでもある弁護士クルト・ローゼンフェルト (Dr. Kurt Rosenfeld) は、当時の社会民主党系青少年運動が抱える諸問題をより具体的に抽出している。『ノイエ・ツァイト』誌上の論

文(4)でローゼンフェルトが何よりも問題としたのは、青年委員会が確固とした組織ではない点であった。青年委員会が青年組織でないため、例えば青年委員会主催の催しに一般の青年たちが参加しても、その青年たちをつなぎ止め、継続的に教育していくことが出来ない。青年委員会は最良の講義・講演会を企画し、立派な青年の家を造り、楽しいハイキングを主催することは出来るが、それらの催しが終わるや否や参加した青年たちはバラバラに散っていく。新しい催しのためには、また新たな宣伝を行い、新たな費用も必要になるという。また、社会民主党の理想と活動に青年たちを獲得するには、青年たちの自主的決定権(Recht der Selbstverwaltung)が不可欠であり、それは組織の中でこそ培われる。しかし現状では、青年たちは青年委員会が主催する催しに聞き耳を立てることだけに甘んじなければならない。結局、青年委員会は、確固たる組織でないために、青年たちを成長させることもできなければ、青年大衆の中に確かな足場を築くことも出来ないというのである。

と同時にローゼンフェルトが問題にしたのは、青年委員会の存在自体が自由青年組織と労働組合青年部との対立を助長し、青少年運動に分裂をもたらしているという点であった。例えば、青年委員会が主催する講演会などで、参加した一般青年から、自由青年組織と組合青年部とでは、どちらの組織形態が望ましいかといった質問が出ると、講演者がどう回答してもどちらかの青年組織から反発された。その結果、ベルリン青年委員会が主催する集会・講演会では、講演者が青年組織の組織形態について立ち入った発言をすることが禁じられるほどであった。また、青年委員会主催の集会などに青年が初めて参加すると、まず自由青年組織のメンバーがその青年に接近し、自らの組織の優位性を説き、組織への加入を勧める。しかしその勧誘が終わるや否や、今度は労働組合青年部のメンバーがその青年に近づき、勧誘を始める。その結果、その青年はどちらの組織を選択すべきか分からなくなり、結局どちらにも加入しないことになるという。

青年委員会の存在は、青少年運動の分野に新しい統合をもたらさず、むしろ自由青年組織と労働組合青年部との対立を助長している、あるいは強力な両組織の間に埋没し、その存在意義を喪失しているのではないか、というのがローゼンフェルトの基本的な問題意識であった。そして、そうした困難を解決する唯一の方法として彼が提案したのが、次回党大会(1909年:ライプツィヒ)で青年委員会を解散させるというものであった。それ

は明らかに、ニュルンベルク党大会決定の枠組みそのものに対する厳しい 批判であった。ローゼンフェルトはその上で、自由青年組織と組合青年部 を勤労青少年運動の主要な担い手とし、この両者が相互にメンバーを共有 し、社会民主党と労働組合が築いているような協力関係を、青少年の分野 でも確立すべきであると提案したのである。

3-2 社会民主党ライプツィヒ党大会(1909年)

このように、社会民主党内で、勤労青少年運動のあり方が激しく論議される中、1909年9月に開かれたのが、社会民主党ライプツィヒ党大会であった。しかし、大会前の激しい党内論議にもかかわらず、党執行部が青少年問題に関して行った報告は、青年委員会の増加や、パンフレットの普及など、「中央本部——青年委員会」による運動の量的発展に関するものだけであった⁽⁶⁾。

また、大会代議員から出された決議案のうち、青少年問題に関するものは5本あったが、それらの中にも、青年委員会の存在を否定したり、あるいはニュルンベルク党大会決議の枠組みの修正を迫るものは皆無であった。かろうじて大会前の論議を反映していたのは、アイレンブルク・(Eilenburg)の代議員による決議案が「毎年・・・・・青年組織の全国大会を開催する」ように求めていたことと、ケルンの代議員による決議案が「青年委員会の全国大会を召集する」ように求めていたことであった。

ライプツィヒ党大会には、自律的な勤労青少年運動の指導者であり、社会民主党内最左派に属するカール・リープクネヒト (Karl Liebknecht) も、ベルリン青年委員会と共同で決議案を提出していた。しかしそれも、社会民主党がより積極的に青少年運動に取り組むことと、勤労青少年に有益な出版物を多く作成すること、さらに、中央本部が発行する『労働青年(Arbeiter-Jugend)』誌の値下げを求めるだけのものであった(**)。

大会前には、青少年運動の組織問題について、党内で激しく論議されていたにもかかわらず、なぜ、大会そのものが必ずしも激しい論争の場にならなかったのか。これには、少なくとも以下の2点が原因として考えられよう。

第1に、1909年当時の社会民主党内では、すでに左派の発言権が大幅に 失われつつあった点があげられる。1905年から1906年にかけて党内を揺 るがした、いわゆる「大衆的ストライキ論争」が、社会民主党と労働組合 との力関係を変化させ、その結果が、ドイツ社会主義運動内部における組合勢力の台頭であったことは周知の通りである(®)。さらに 1908 年には、ヴュルテンベルク、バイエルン、バーデンなどの邦国党議員団が、議会で予算案に賛成投票を行った。また 1909 年には、党内きってのマルクス主義理論家と目されるカール・カウツキー (Karl Kautsky) の著書『権力への道(Der Weg zur Macht)』の出版を、党指導部が差し止めるという事態まで生じた。このように、1909 年前後という時期は、社会民主党の改良政党化=体制化が著しく進行した時期であった(®)。したがって、ライプツィヒ党大会のために各地方党組織が代議員を選出する際、当然の事ながら、そうした全党的力関係が反映されたのである。

第2には――そしてより重要なことは――1908年から始まった「中央 本部――青年委員会」方式の量的発展にともなって、党内左派の青少年運 動に関する戦略がより明確になっていたということである。それを示して いるのが、同党大会におけるリープクネヒトの発言(10)であろう。リープク ネヒトは、一方で「自律的青年組織が……[現在も] 存続し続けている」点 に満足しつつ、他方で、3万部という『労働青年』誌の発行部数 (1909 年 当時) が甚だ不十分なものであると述べている。購読者数を一気に増やす ためには購読料を2分の1,3分の1に引き下げる必要があり、その結果生 じる赤字分を社会民主党が引き受けることを要求したのである。もとより リープクネヒトを始めとする左派は、1908年以前から、社会民主党がより 積極的に青少年問題に取り組むことを求めていた(11)。したがって左派の基 本的立場は、中央本部や青年委員会の存在を、無条件に否定するものでは なかったのである。ニュルンベルク党大会の前に、勤労青少年対策に関し て労働組合指導部と激しく対立したのは、もっぱら青少年組織に自律性が 必要かどうか、自律的に運営される青少年組織が必要かどうかという点を めぐってのものであった(12)。したがって社会民主党や労働組合が勤労青少 年の運動に責任を持つ一方で、地方の自律的青年組織の存在を容認する ニュルンベルク決議の内容は、党内左派にとっても許容範囲に属するもの であった。こうした観点から、党内左派を代表するリープクネヒトは、 「ニュルンベルク決議を修正する必要はない」ことをあらためて強調し、 「必要なのは,[ニュルンベルク党大会の]決議の内容を同志的な方法で実 践すること」であり、とりわけ「自律的青少年組織と青年委員会との協 同」の必要性を説いたのである。

結局,ライプツィヒ党大会は、リープクネヒトの提案に基づいて、党組織が青少年運動により以上に積極的に取り組むことを決議しただけで、それ以外の決議案については、その実行を勤労青年対策中央本部に一任して閉幕したのである。

3-3 青年委員会全国大会 (1910年) —

社会民主党ライプツィヒ党大会の半年後,1910年の4月に,青年委員会全国大会がベルリンで開催された。大会には,全国129の青年委員会を代表する125名が参加した。『労働青年』誌も述べているように,この会議は,「[ニュルンベルクで]新しい運動が成立して以降,初めて開かれた全国会議であっただけでなく,ドイツにおけるプロレタリア青年の初めての全国大会でもあった。」(13)もとより,こうした全国会議の開催については,ライプツィヒ党大会の前に,あるいは同党大会における代議員提案においても要望されていた。しかし,1910年のこの会議は,かつてローゼンフェルトが要求したように,青年組織の問題に最終決着をつけるために開かれたわけではない。それはたんに,「中央本部と青年委員会のこれまでの活動を総括し,その運動のさらなる拡大について討議する」ことを目的にするものであった(14)。

大会で一般報告を行ったのは、勤労青年対策中央本部の責任者フリードリヒ・エーベルトであった。エーベルト報告の内容は、ニュルンベルク党大会以後の1年半の間に、青年委員会方式による運動がいかに発展したかを強調するものであった。青年委員会は全国330ヶ所で組織され、『労働青年』誌は4万部を発行していた。また、それまでに普及したパンフレット類は総計で62万部にのぼった。エーベルトは、運動のこうした量的発展を背景に、「ニュルンベルク党大会決議に基づいて組織された、青少年運動の新しい形態については、それが正しかったことが証明された」と総括している(15)。同時にエーベルトは、現に存在する青少年運動の分裂・対立状況を憂慮し、青年委員会と組合青年部、自由青年組織が協力するように訴えた。いずれにしろ中央本部は、ニュルンベルク党大会決議の枠組みを堅持していくことを宣言したのである。

一方,大会に参加した各青年委員会の代表者たちからは――あらかじめ 大会参加者に決議案提案権があるとは知らされていなかったにも関わらず ――合計で18本の決議案が提案された。それらの多くは、中央本部のそ れまでの取り組みを不十分であるとし、同本部のより積極的な取り組みを 要求するものであった。例えば,青少年にとって理解しやすい宣伝物を発 行することや (決議案 9)、組織された青少年の数・年齢・職業などの統計 を毎年作成すること(同10)、さらに、プロレタリア青年教育の諸問題を 扱った機関誌を定期的に発行すること(同14)などが要求された(16)。それ らに対して中央本部は、そもそも「青年運動とは……一定のひな型にした がって上から指揮され得ないもので、下から建設されなければならない」 ことを強調し、中央本部の活動が「不十分」であるという非難は不当なも のであると反論した(17)。しかし、中央本部のこうした見解が、青少年の 「下から」の自発性と独立性を尊重するものでないことは明らかであった。 大会報告でエーベルトは、「ドイツの青少年運動は決して、特別な「独立し た] 運動ではない。反対にそれは、政党と労働組合の運動の一部を構成す るものである。我々の運動は……党大会と労働組合大会の諸決定に基づい ている」と述べている(18)。すなわち、中央本部が強調する「下から」の「建 設」とは、あくまで社会民主党・労働組合の主導権が貫徹されている下で、 各地方青年委員会の活動を重視するという意味だったのである。

ところで、この大会に最も多くの決議案(18本のうち12本)を提案した のはケルン青年委員会であった。それらの多くは、中央本部の活動の不十 分さを指摘し、様々な要求を提示していたが(19)、その一方で「中央本部 ----青年委員会」における青年と大人の同権化への要求が特徴的であった。 すなわちケルン青年委員会は、中央本部と地域青年委員会のメンバーにつ いて、その半分を青年代表が占めるべきであると提案したのである(決議 **案3の修正案)(20)。この提案は、確かにニュルンベルク決議の本質に関わっ** ていたが,それでも,かつてローゼンフェルトが要求したような,同決議 の廃棄を迫るものではなかった。あくまで同決議の枠組みを認めながら、 その中で青年と大人との同権化を要求したのである。ケルン青年委員会(21) によるこの提案は、前節で述べたような、党内左派の青年運動論の影響を 受けたものであった。すなわち,当時の党内左派は,ニュルンベルク決議 を完全に否定するのではなく、むしろ、「中央本部――青年委員会」という 基軸を活用して,より多くの青少年を社会民主党の影響下に置こうとして いた。しかし同時に、勤労青少年の運動が政党や組合の完全な支配下に入 ることを警戒し、あくまで青少年の自律性・自発性が確保されるように主 張した。そのために,青年委員会とは独立に存在する自由青年組織を擁護

しただけでなく、「中央本部――青年委員会」内部における青年の権利拡大=同権化を追求したのである。こうした観点から、さらにケルン青年委員会は、イェーナ⁽²²⁾ やエッセン、マクデブルクなどの青年委員会と共同で、中央本部を構成する青年代表の選出を、毎年、公開の青年集会で青年たちが行い、それを青年委員会全国大会が承認すべきであるという提案を行ったのである⁽²³⁾。

この大会で発言した青年委員会の代表は19人にのぼったが、その発言の多くは、ケルン同様に、中央本部の活動の不十分さを指摘し、同時に、ケルンからの諸提案を支持するものであった。さらに、エーベルトが報告の中で「青年運動は……労働組合の準備学校(Vorschule)」であるとして、労働組合青年部を正当化したことに反論して、「青年運動は、労働組合ではなく、労働者運動全体の準備学校であるべきだ。組合青年部の独自の活動は、[勤労青年の]連帯ではなく、職業的な慢心を促進するに過ぎない」と述べ、組合青年部への敵意を露わにする発言もあった(24)。ここに、本章第1節で述べたような、青少年運動内部の混乱が反映していたことは明らかだが、さらに、当時の青年委員会内部で、多かれ少なかれ、大人と青年との間に対立があったことも、その重要な背景であった。その意味では、こうした議論自体が世代間闘争のひとつの反映という側面を持っていたのである。

いずれにしろ、大会の主催者である中央本部の意図に反して、大会参加者の発言のほとんどが中央本部への不満で満たされていたことは、中央本部メンバーであるヘルマン・ミュラー (Hermann Müller)の、「青年委員会の幹部の会議であるにもかかわらず、時として、まるで青年同盟の代表者会議のような印象を受けた」(25)という発言からも明らかであろう。

中央本部を代表するエーベルトが、大会参加者からの諸提案、とりわけケルンからの「同権化」の要求を拒否したことは当然である。もともと、党指導部および労働組合総委員会が主導する下でニュルンベルク決議が生まれた以上、それは、あくまで青年運動を政党・組合の支配下に置こうとするものであった。前章で概観したように、青年委員会の構成は様々であったが、ケルンの提案を公式のルールにするなど、党指導部の意向を代表するエーベルトが認めるはずがなかったのである。のみならずエーベルトは、大会参加者から出された決議案すべての取り扱いを、中央本部に一任させることによって、大会での討論をうち切ったのである。

1910年の青年委員会全国大会には、地域によっては青年自身が代表として参加していた。その意味では、文字通り、勤労青少年運動の全国的活動者会議とも言えるものであった。しかし、こうした全国会議が再び開かれ、全国の青年運動家が一堂に会することはもはやなかった。初めて開かれた1910年の全国大会で、中央本部の活動に非難が集中し、したがって中央本部にとって「ほとんど成果がなかった」(H・ミュラー)(26)以上、それは当然の帰結であった。この大会以降、青年運動の諸問題は青年自身の手を離れ、再び社会民主党の内部でのみ論議されることになったのである。

3-4 小括

1908年に成立した「新しい青少年運動」――社会民主党と労働組合が主導し、「勤労青年対策中央本部――青年委員会」を基軸とする運動――は、一方では量的に発展しながらも、他方では、内部に深刻な対立と矛盾を孕むものであった。

それは第1に、「青年委員会――自由青年組織――組合青年部」という複数の結集軸が勤労青少年に提示されたために生じた混乱であった。これら3者、特に後の2者の間で、文字通り「繩張り争い」(ローゼンフェルト)が繰り広げられ、それが、時には勤労青少年の結集を阻害したのである。

第2には、かつてニュルンベルク党大会の前に、労働組合指導部に対抗して、自由青年組織の自律性を擁護した勢力が、「新しい青少年運動」の下でもそれを追求し続けたことによって生じた対立であった。同時にその勢力は、大人と青年の同権化という、「新しい運動」の本質に関わる部分で修正を迫ったのである。この点で最も重要なのは、ケルン青年委員会の動向であった。例えば、1910年7月にはライン地方の28青年委員会が会議を開き、そこに出席していた中央本部代表の反対にもかかわらず、同地方の青年委員会はメンバーの半数を青年から選出すると決定した。そしてケルンの青年委員会は実際に、その決定に基づき、委員会の構成を大人と青年が同数になるように決定したのである(27)。

このように、1908年に成立した「新しい青少年運動」は、少なくとも 1910年頃までは、内部に深刻な矛盾を抱えていた。しかし、1911年頃からは、さらに新しい性質の矛盾に直面することになる。それは、ドイツ帝政国家が本格的に勤労青少年の組織化に取り組み始めたことによって生じた。ドイツにおける勤労青少年運動は、1910年頃までの内部的矛盾から、外部

との対立, すなわち青少年の獲得をめぐる, 帝政国家との直接的利害対立 に, 問題の焦点を移していくのである。次章では, この点に立ち入って検 討することになろう。

註

- (1) Protokoll des Parteitages der SPD (1908), S. 192.
- (2) 例えばライプツィヒでは、1908年に9つの青少年組織(1099人の加盟人員)が存在したが、1909年(8月)には、それが12組織(1260人)に増加していた。Arbeiter-Jugend、Jg.1 (1909)、Nr.16、S.187.
- (3) Karl Böttcher, Zur Situation in der Jugendbewegung, in: Neue Zeit, Jg. 27 (1909), Bd. 2, S. 664-667.
- (4) Dr. Kurt Rosenfeld, Die Jugendausschüsse, in: Neue Zeit, Jg. 27 (1909), Bd. 2, S. 685-689.
- (5) Protokoll des Parteitages der SPD (1909), S. 24.
- (6) Ebd., S. 190.
- (7) Ebd.
- (8) Vgl. Jutta von Freyberg *et al.*, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie. Von 1863 bis zur Gegenwart, Köln 1989, S. 47.
- (9) Vgl. ebd., S. 47-48.
- (10) Protokoll des Parteitages der SPD (1909), S. 263-265.
- (11) Walter Sieger, Das erste Jahrzehnt der deutschen Arbeiterjugendbewegung 1904-1914, Berlin 1958, S. 62-68.
- (12) 拙稿「ドイツ社会主義青年運動と労働組合——青年組織の自律性をめぐる 論争(1908年)」『早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊(哲学・史学編)』 第 21 集 (1994年), 139-147 頁。
- (13) Arbeiter-Jugend, Jg. 2 (1910), Nr. 10, S. 141.
- (14) Ebd.
- (15) Zentralstelle für die arbeitende Jugend Deutschlands (Hg.), Protokoll der Konferenz der Jugendausschüsse abgehalten am 18. und 19. April 1910 zu Berlin, Berlin 1910, S. 11.
- (16) 中央本部への要望の中には、「『労働青年』誌が、軍国主義と反軍国主義について扱った論文を、これまで以上に掲載する」よう求めるなど、中央本部の政治方針に直接関わるものもあった(決議案 15)。Zentralstelle、a.a. O. S. 4-5.
- (17) Arbeiter-Jugend, Jg. 2 (1910), Nr. 10, S. 141.
- (18) Zentralstelle, a.a.O., S. 12.

- (19) ケルン青年委員会の、中央本部への要望の中には、例えば社会主義青年インタナショナル事務局 (ヴィーン) との連携を求めたり (決議案 5)、あるいは 1910 年に予定されていた同青年インタナショナル大会への出席を求める (同 6) など、中央本部の活動方針そのものの変更を迫るものもあった。 Zentralstelle, a.a.O., S. 4.
- (20) Ebd., S. 14.
- (21) 1909年2月に組織されたケルン青年委員会の当初の構成は、社会民主党から2名、労働組合から3名、青年から4名と、大人が優勢であった。しかし、ケルンではもともと党組織が自由青年組織に対して協力的であったことや、青年委員会の議長に就いたヴィルヘルム・ゾルマン (Wilhelm Sollmann) が左派的見解の持ち主であったため、同委員会は、全国大会でも最も左派的な見解を代表することになった。Dieter Brandt, Die Anfänge der sozialistischen Jugendbewegung in Köln (1907-1911), in: Reinhold Billstein (Hg.), Das andere Köln. Demokratische Traditionen seit der Französischen Revolution, Köln 1979, S. 172.
- (22) イェーナの青年委員会を代表するゲオルク・シューマン (Georg Schumann) は、党内左派の指導者カール・リープクネヒトの直接の影響下にあった。彼は、ハンブルクやベルリンの代表者たちとともに、あらかじめカール・リープクネヒトと打ち合わせを行った上で大会に参加した。 Karl Heinz Jahnke, *et al.*, Geschichte der deutschen Arbeiterjugendbewegung 1904-1945, Berlin 1973, S. 82.
- (23) Zentralstelle, a.a.O., S. 17.
- (24) Ebd., S. 15.
- (25) Ebd., S. 19.
- (26) Ebd.
- (27) Dieter Brandt, a.a.O., S. 174-175.